公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名:下水道特別会計

事	業	名	公共下水道・流域下水道(下水道事業)										
事	業開始年月	日	平成3年1月14日	地方公営企業法の適用・非適用	□適 用 ■非適用								
団	体	名	御嵩町	職員数 (H22. 4. 1現在)	6								
	構成団体名	1											
健全化判断比率の状況			□財政再生基準以」	L □早期健全化基準以上	□経営健全化基準以上								
烶	土化中的	401人儿	計画期間:										

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
 - 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」(工業用水道事業にあっては「供給開始(予定)年月日」)を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い(古い)ものに係る年月日を記入すること。
 - 3 事業を実施する団体が一部事務組合等(一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。)の場合は、「団体名」欄に一部事務組合 等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
 - 4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状 況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一(ただし、集計時点・集計単位は異なる。)のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
 - 5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること(複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。)。

2 財政指標等

資本費	403.87 (21年度)	財政力指数	0.682 (22年度)
資金不足比率 (健全化法) (%)	(年度)	財政力指数(臨財債振替前)	(年度)
経常収支比率 (%)	89.7 (21年度)	実質公債費比率 (%)	13.1 (22年度)
		将来負担比率 (%)	107.9 (21年度)

注 1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率 については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、 平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状 況調査の報告(又は報告を予定している)数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること(ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。)。

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、 それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

- 2 財政指標については、条件該当年度を()内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度(地方財政状況調査等における年度)を混在して使用することがないよう留意すること。
- 3 財政力指数(臨財債振替前)については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率(健全化法)」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。
- 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容
- □ 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
- □ 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
- 該当なし

〔合併期日:平成〇年〇月〇日 合併前市町村:

)

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第2条第2項に規定する合併 市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第7項の規定による告示の あったものをいう。
 - 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第2条第2項に規定する合併市町村(平成7 年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。)をいう。
- 3 ロにレを付けた上で、市町村合併に伴い実施(予定)の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	御嵩町下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成22年度~平成26年度
計画策定責任者	御嵩町長 渡 辺 公 夫
既存計画との関係	定員適正化計画、第四次総合計画前期基本計画
公表の方法等	ホームページ・広報紙(平成23年1月を予定)、議会(平成22年12月を予定)
基本方針	今後計画している整備地区が、住宅が少なく使用料収入が微増傾向にあるため、整備済み地域の公共下水道への接続促進に より収入の確保に努める。

- 基本的事項(つづき)
- 繰上償還希望額等

(単位・エ四)

						(単位:十円 <u>)</u>
区	分	6%未満 旧簡保 : 年利5%以上 6%未満	旧運用部: 年利6%以上 6.3%未満 旧簡保 : 年利6%以上 6.5%未満 旧公庫 : 年利5.5%以上 6%未満	旧運用部:年利6.3%以 旧簡保 :年利6.5%以 旧公庫 :年利6%以上		合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	18, 393. 1	7, 028. 3	13, 345. 9	5, 373. 4	38, 767. 3
口貝亚连用叩貝亚	補償金免除額	3, 250. 9	1, 429. 5	3, 382. 3	696. 7	8, 062. 7
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	10, 303. 6		4, 343. 2		14, 646. 8
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	3, 927. 1	9, 215. 7	11, 203. 1	1, 569. 3	24, 345. 9

- 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。)。
- 6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位:千円)

	事業	債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3% (平成22年度ま		合 計
公	公共"	下水道事業	ŧ	3, 434. 6		595. 0		4, 029. 6
営	流域下水道事業			14, 958. 5	7, 028. 3	12, 750. 9	5, 373. 4	34, 737. 7
企								
営企業債								
順								
	合	計	(A)	18, 393. 1	7, 028. 3	13, 345. 9	5, 373. 4	38, 767. 3
- ※								
会計の								
(再掲) 一般会計負担分								
77 -		=1	(D)		<u> </u>			
	合	計	(B)					
	公営企業で負担	旦するもの	(A)-(B)	18, 393. 1	7, 028. 3	13, 345. 9	5, 373. 4	38, 767. 3

【旧簡易生命保険資金】 (単位:千円)

		養債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5% (平成22年度)	以上 末残高) うち年利7%以上	合 計
公	公共	下水道事	業	10, 303. 6		4, 343. 2		14, 646. 8
営								
企								
公営企業債								
債								
	合	計	(A)	10, 303. 6		4, 343. 2		14, 646. 8
- ※								
(再掲) (再掲)								
地負う								
分。								
	合	計	(B)					
公常	営企業で負担	するもの	(A) – (B)	10, 303. 6		4, 343. 2		14, 646. 8

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位:千円)

								\ + 2 · 1]/
		債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以 (平成22年度)		合 計
公	公共	下水道事	業		5, 569. 3	2, 100. 4		7, 669. 7
営	流域	下水道事	業	3, 927. 1	3, 646. 4	9, 102. 7	1, 569. 3	16, 676. 2
公営企業債								
業								
債								
	合	計	(A)	3, 927. 1	9, 215. 7	11, 203. 1	1, 569. 3	24, 345. 9
- #6 **								
(再掲)								
海負う								
分ち								
	合	計	(B)					
公言	営企業で負担す	するもの	(A) – (B)	3, 927. 1	9, 215. 7	11, 203. 1	1, 569. 3	24, 345. 9

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在

- 1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するよのでおり、公営企業合計が管理すると呼ばられてまる。
- するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

Ⅱ 財務状況の分析

	区	分		内容
財	務 上	の特	: 徴	御嵩町の平成21年度末現在の下水道事普及率は、68.1%であり今後も下水道整備を続ける予定である。現在の使用料収入は、維持管理費をまかなっているものの、急激な施設整備事業に伴う地方債発行による毎年の元利償還金を補うことはできないため、そのほとんどを一般会計からの繰入金に頼ってきた。今後も、一般会計繰入金への依存度が高い。
	営	課 課	題	課 題 ① 整備済地域の水洗化促進 下水道未接続世帯に対して、積極的な加入促進を働きかけ、水洗化率の向上により使用料金の増収を図る必要がある。 課 題 ② 今後の整備事業の見直しによる費用圧縮化 起債発行額を今後膨らむ元金償還額以内の1億円程度とし、整備可能な地域のブロック化を計画する。 課 題 ③ 維持管理費の抑制
留	意	事	項	

- 注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。
 - 2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。
 - 3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記 入すること。
 - 4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し(②法非適用企業) (1) 収益的収支、資本的収支

((1) 収益的収支、資本的収支 (単位:百万円. %)											
	$\overline{}$	年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
			(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
		区分	(決 算)	(決 算)	(決算)	(決 算)	(決算見込)					
		1 総 収 益(A)	286	383	470	511	536	581	551	587	573	589
	1.	(1) 営業収益(B)	120	128	136	159	169		187	196	206	216
	収光	ア料金収入	120	128	136	159	169		187	196	206	216
	益的	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0		0	0	0	0	0	0
	収	ウ そ の 他	0	0	0		0	ů	0	0	0	0
収	٨	(2) 営業外収益	166	255	334	352	367	403	364	391	367	373
		ア他会計繰入金	150	231	314		347		363	390	366	372
益	_	イそ の 他	16	24	20		20		1	1	1	1
的		2 総 費 用(D)	286	294	302		338		346	348	351	352
		(1) 営業費用	113	118	126	153	167	186	188	187	197	204
収	収	ア職員給与費	13	14	14		9		13	13	13	13
支	益的	うち退職手当	0	0	0		0		0	0	0	0
	支	イそ の 他	100	104	112	139	158		175	174	184	191
	出	(2) 営業外費用	173	176	176	175	172		158	161	154	148
		ア支払利息	173	176	176	175	172		158	161	154	148
		うち一時借入金利息	0	0	0		0		1	1	1	1
	\vdash	イ そ の 他	0	0	0		0	0	0	0	0	0
_	-	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	0	89	168		197		205	239	222	237
1		1 資 本 的 収 入(F)	776	507	417	391	299		335	325	301	315
		(1) 地 方 債	388	255	236		114		147	146	132	143
	資	資本費平準化債	0	0	0		0			0	0	0
	本	(2) 他 会 計 補 助 金	70	78	81		96		97	101	96	96
l	的収	(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0		0			0	0	0
資	入	(4) 固定資産売却代金	0	0	0		0		0	0	0	0
本		(5) 国(都道府県)補助金	120	85	49		62		71	58	53	56
l.,		(6) 工 事 負 担 金	126	59	43		27		15	15	15	15
的	\vdash	(7) そ の 他	72	30	8		0			5	5	5
収		2 資 本 的 支 出(G)	782	601	569	535	542		553	564	523	552
1_	資	(1) 建 設 改 良 費	599	404	351	301	291		257	238	219	235
支	4	うち職員給与費	31	31	30		29		27	27	27	27
	的支	(2) 地 方 債 償 還 金(H)	182	197	217		251		296	326	304 0	317
	出	(3) 他会計長期借入金返還金	0	0	0		0	, and a	0	0	0	0
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0		0		0				0	_
	\vdash	(5) そ の 他	0		0		0			0	0	0
_		3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-6	-94	-151	-144	-243		-218	-239	-222	-237
-		収 支 再 差 引 (E)+(1) (J)	-6	-5	17		-45		-13	0	0	0
_		積 立 金(K)	0	0	0		0		0	0	0	0
\vdash		前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L) 前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)	18	13	8		66	21	13	0	0	0
\vdash			ŭ	8	0			, and the second	0	0	0	0
\vdash			13		25	64	21	13	0	0	0	0
\vdash			ŭ	0	0	64	0	0	0	0	0	0
		実質 収支 黒字(P) (N)-(O) 赤字(Q)	13	8	25 0		21		0	0	0	0
-		(0)	·	-	U U			Ť	·	Ť	U	U
		赤 子 比 準(<u>(B)-(C)</u> ×100)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		収益的収支比率((A) ×100)	61.1	78.0	90.6	90.9	91.0	89.2	85.8	87.1	87.5	88.0
		地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
\vdash		営業収益 — 受託工事収益 (B)-(C) (S)	120	128	136		169		187	196	206	216
-		地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-
		健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)	0	0	0		0	0	0	0	0	0
\vdash		健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)	0	0	0		0		0	0	0	0
-		健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V) 健全化法第22条により算定した ((T)((1))×100)	120	128	136	159	169		187	196	206	216
L		資金不足比率 ((T)/(V) × 100/	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		他 会 計 借 入 金 残 高(W)	0	0	0		0	0	0	0	0	0
		企 業 債 現 在 高(X)	7090	7148	7167	7103	6966	6803	6511	6178	5849	5533

(2) 他会計繰入金

										(単位:百万円)
	年 度	平成17年度 平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
		(計画前5年度) (計画前4年度	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
区	分	(決 算) (決 算	(決 算)	(決算)	(決算見込)					
収	益 的 収 支 分	150	31 314	332	347	372	363	390	366	372
	うち基準内繰入金	150	31 314	332	347	372	363	390	366	372
	うち基準外繰入金	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0
資	本 的 収 支 分	70	78 81	73	96	93	97	101	96	96
	うち基準内繰入金	62	64 68	71	74	79	77	82	78	79
	うち基準外繰入金	8	14 13	2	22	14	20	19	18	17
	合 計	220	10 396	405	443	465	460	491	462	468

(3)経営指標等 (単位·%)

_												
			平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
			(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
			(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)					
地方	対政法による資金不足の比率	(%) (再掲)	ı	-	ı	-	-	-	ı	1	ı	-
料金	⋸回収率※	(%)	38.5	47.0	63.2	65.1	64.4	62.6	67.5	67.6	73.4	75.3
資本	x費(円	7又は%)	440	442	451	408	404	437	406	407	365	354
総収	双支比率(法適用)	(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
経常	的 () () () () () () () () () ((%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
営業	美収支比率(法適用)	(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
累積	長欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)	ı	-	ı	-	-	-	-	-	ı	-
収益	的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	61.1	78.0	90.6	90.9	91.0	89.2	85.8	87.1	87.5	88.0
40	収益的収入分	(%)	52.4	60.3	66.8	65.0	64.7	64.0	65.9	66.4	63.9	63.2
繰	うち基準内繰入金	(%)	52.4	60.3	66.8	65.0	64.7	64.0	65.9	66.4	63.9	63.2
金	うち基準外繰入金	(%)	ı	-	ı	-	-	-	-	-	ı	-
此	資本的収入分	(%)	9.0	15.4	19.4	18.7	32.1	29.9	29.0	31.1	31.9	30.5
率	うち基準内繰入金	(%)	8.0	12.6	16.3	18.2	24.7	25.4	23.0	25.2	25.9	25.1
	うち基準外繰入金	(%)	1.0	2.8	3.1	0.5	7.4	4.5	6.0	5.8	6.0	5.4

- 注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。 (1) 地方財政法による資金不足の比率(%)

 - ア 地方公営企業法適用企業の場合=地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額/(営業収益-受託工事収益)×100
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合=地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額/(営業収益―受託工事収益)×100 (2) 総収支比率(%)=総収益/総費用×100

 - (2) 総収支比率(%) = 総収益/総貨用× 100 (3) 経常収支比率(%) = 経常収益/経費用× 100 (4) 営業収支比率(%) = (営業収益一受託工事収益)/(営業費用一受託工事費用)× 100 (病院事業にあっては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。) (5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金/(営業収益一受託工事収益)× 100 (6) 収益的収支比率(%) = 総収益/(総費用+地方債償還金)× 100

 - (ブ) 繰入金比率 (%) =収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) /収益的収入(又は資本的収入) × 100
 - 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記入すること。
 - (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
 - ·料金回収率(%)=供給単価※1/給水原価※2×100

 - 付本皿の4年(70) 『たれ中皿次パン 和小灰皿次2~~~0) ※1 供給単価(円/㎡) 給水収益・大年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの) ※2 給水原価(円/㎡) = (経常費用 (受託工事費+材料及び不用品売却原価+附帯事業費+基準内繰入金(水道事業のみ))) /年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの) 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
 - (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

 - ・使用料回収率(%)=使用料収入※/汚水処理費※×100 ※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された(又は報告すべき)数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は
 - 「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるので、留意すること。
 - 3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。
 - 4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)
科並設定の考え力、科並収入の見込み	下水道の使用料水準は、月額3,000円(1㎡あたり150円)とされており、当町の使用料はこの額を当初から設定していることから使用料の値上げは、新たな接続世帯等の増加にブレーキをかけることや、現在の接続世帯にさらなる負荷をかけることになるため住民の理解が得られず困難である。料金収入については、今後計画している整備地区が、住宅が少なく使用料収入が微増傾向にあるため、整備済み地区の公共下水道への接続促進に努める。
2 他会計繰入金の見込み	平成21年度末で下水道の整備状況が、54.1%(下水道全体計画面積935haの内処理区域面積が506ha)になっている。今後も続く下水道整備費を使用料収入等では賄えないので、起債の元利償還金をおぎなうため、引き続き一般会計からの繰入金増加が見込まれる。
3 大規模投資の有無、資産売却等による 収入の見込み	特になし
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

- 注 1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。
 - ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み
 - 現在の料金設定の考え方(設定方法等)や、料金水準に対する考え方(類似団体等との比較)、今後の料金収入の見込みとその根拠(有収水量や利用者数の推移等)等について記入すること。
 - ② 他会計繰入金の見込み
 - 他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
 - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み
 - 大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
 - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの
 - 収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計線入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
 - 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること(「料金収入の見込み」については要記入のこと)。 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅳ 経営健全化に関する施策

		項目	Ⅱの課題番号	具体的内容					
1	経	常経費の見直し							
	0	定員管理	4	御嵩町の定員適正化計画に基づき御嵩町全体の中でH19年度からH21年度までに4名の純減を実施し、H19年度からH23年度までに6名の純減を目標としているため、計画に沿って推進していく。下水道分については、平成20年度より事務の合理化等から7名を6名としており、これ以上の削減は不可であるため、当面現行の6名とする。					
	0	給与のあり方	4	人事院勧告を基本に職員給与を支給。近年の給与引き下げ勧告を実施し、定員適正化計画による職員数削減と共に人件費 削減を推進する。					
			4	国家公務員法に準拠した条例整備を行っている。地域手当支給地域には該当しないので支給はない。また、業務に係る特別 勤務手当の支給もない。					
		◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	4	技能職はいないので該当なし。					
		◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	4	退職時特昇は、該当なし。					
		◇ 福利厚生事業のあり方	4	市町村職員共済組合で定められた負担割合により適正に処理をしている。					
		維持管理費等の縮減その他経営 効率化に向けた取組	23	面整備工事による管路延長及びマンホールポンプの増加に伴う保守点検の増加、老朽化したマンホールポンプの修繕や管路 の清掃等今後は維持管理費の増大が見込まれるため、長期的な視野に立って維持管理の効率化を図っていく。また、不明水流 入対策を計画的に実施していく。 H22年度からH26年度の新規発行債の内、流域下水道事業建設負担金分を除いた管路整備に要する起債額を1億円程度を 目途とし、元利償還金の増加を抑える。					
		指定管理者制度の活用等民間委 託の推進やPFIの活用	3	下水道使用料の徴収、マンホールポンプの管理・監視、下水道管の清掃等を委託している。その外にも経営の効率化につながるものがあれば、積極的に進めていく。					

Ⅳ 経営健全化に関する施策(つづき)

	項目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
_	コスト等に見合った適正な料金水準 への引上げ、売却可能資産の処分等に こる歳入の確保		
	○ 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正 な料金水準への引き上げに向けた 取組	1)~4	下水道の使用料水準は、月額3,000円(1㎡あたり150円)とされており、当町の使用料はこの額を設定していることから使用料の値上げは、新たな接続世帯等の増加にブレーキをかけることや、現在の接続世帯にさらなる負荷をかけることになるため住民の理解が得られず困難である。料金収入については、今後計画している整備地が、住宅が少なく使用料収入が微増傾向にあるため、整備済み地域の公共下水道への接続促進に努める。汲み取り便所設置者や単独浄化槽利用者への戸別対応として訪問及びダイレクトメールによる啓発活動を実施する。
	経営健全化や財務状況に関する情報 開の推進と行政評価の導入		
	○ 経営健全化や財務状況に関する 情報公開	① ~ ④	予算、決算等、上半期及び下半期の財政状況を広報紙及びホームページへの掲載により公表している。
	○ 行政評価の導入	1)~4)	第四次総合計画前期基本計画(H18からH22年度まで)の中で成果指標目標を掲げるとともに、主要事業に対する事業評価を実施。今後、効率的な行財政運営ためにより良い行政評価システムの導入について検討していく
4	その他	1	下水道使用料、下水道受益者負担金の収納率向上のため文書催告、戸別訪問の機会を増やし収入の確保に努める。

- 注 1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅲの課題番号」欄に記入すること。
 - 2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。
 - 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を 記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目(資産売却収入・工事コスト縮減等)については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入 すること。
 - 4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は 更なる経営効率化のために講じることとしている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。
 - 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取 組 み 及 び 目 標								
1 経常経費の見直し	面整備工事による管路延長及びマンホールポンプの増加に伴う保守点検の増加、老朽化したマンホールポンプの修繕や管路の清掃等今後は維持管理費の増大が見込まれるため、長期的な視野に立って維持管理の効率化を図っていく。また、不明水流入対策を計画的に実施していく。								
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	今後計画している整備地区が、住宅が少なく使用料収入が微増傾向にあるため、整備済み地域の公共下水道への接続促進に努める。汲み取り便所設置者や単独浄化槽利用者 への戸別対応として訪問及びダイレクトメールによる啓発活動を実施する。								
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	H22年度からH26年度における流域下水道事業建設負担金を除いた管路等の資本的整備の新規発行債を1億円程度とし、元利償還金の増加を抑え、資本的収支の基準 外繰入金を減額させていく。								
4 その他									

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)(以下、「財政健全化法」という。)に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定に より、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

- 2 各項目への記入に当たっては、Ⅳに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

- V 繰上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)
- 2 年度別目標等
- (4) 下水道事業【新規計画策定団体】

課題		目標又は実績	平成17年度 (計画前5年度) (決 算)	平成18年度 (計画前4年度) (決 算)	平成19年度 (計画前3年度) (決 算)	平成20年度 (計画前々年度) (決 算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年度 実績	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)	計画合計
		処理区域内人口(人)	10,364	11,245	12,421	12,755	13,010		13,134	13,265		13,634	14,001	
		A 増減	320	881	1,176	334	255	2,966	124	131		278	367	991
		水洗便所設置済人口(人) B 増減	7,464	7,647	8,256	9,810	10,200	4.500	12,411	12,681	12,864	12,962 98	13,125	0.005
	1	水洗化率(%)	1,853 72.0	183 68.0	609 66.5	1,554 76.9	390 78.4	4,589	2,211 94.5	270 95.6		98 95.1	163 93.7	2,925
ıl ız		八元10年(%) C 増減	14.4	-4.0	-1.5	10.4	78.4 1.5	20.8	94.5 16.1	95.0		95.1	93.7	15.3
収		有収水量(㎡)	729.995	777.985	816.915	952.946	1.014.092	20.0	1.064.000	1.117.000	1.172.000	1,230,000	1,291,000	10.0
入		D増減	720,000	47,990	38,930	136,031	61,146	284.097	49,908	53,000	55,000	58,000	61,000	276,908
の		使用料単価(円/㎡)	164.3	164.8	166.4	166.8	166.4	204,007	167.2	167.4	167.2	167.4	167.3	270,000
確		(使用料収入/有収水量) E 増減	0.1	0.5	1,6	0.4	-0.4	2.2	0.8	0.2	-0.2	0.2	-0.1	0.9
保	(2)	料金改定率(%)												
		(料金改定実施年度に記入) F 増減												
	3	収納率(%)	98.6		98.9	98.9	98.3		98.4	98.5		98.7	98.8	
	9	G 増減	0.1	0.1	0.2	0.0	-0.6	-0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.5
	(4)	その他()												
	Ŭ	H 増減												
		管理運営費(千円)	468,617	490,922	518,942	562,136	589,385	450.004	645,743	630,156	659,588	637,272	651,242	04053
経		I 増減	32,193	22,305	28,020	43,194 44	27,249	152,961	56358	-15587 48	29432	-22316	13970	61857
営		処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A) J 増減	45	43 -2	41 -2	44	45	2	49	48 -2		47 -3	47	2
₀	(5)	(1/A) 5	426		263	256	258		267	248		228	222	
効		(汚水処理/ボー(ロ/ロ/ (汚水処理経費/有収水量) K 増減	-78		-87	230	230	-246	207	-19		-19	-6	-36
巫		污水処理原価(維持管理費) (円/㎡)	155		154	161	164	270	170	158		153	150	
		(汚水処理経費(維持管理費)/有収水量) 上 増減	-20		2	7	3	-11	6	-12		-2	-3	-14
化		その他()			_								_	
	0	M 増減												
		用料 回収率(%)	38.5	47.0	63.2	65.1	64.4		62.6	67.5	67.6	73.4	75.3	
		積 欠 損 金 比 率 (%)												
	企業債現在高(百万円) 7,090 7,148				7,167	7,103	6,966		6.803	6.511	6.178	5.849	5.533	
	使	用料収入	119	128	136	159	168		178	187	196	206	216	
収		改善効果額				15	15	30	15	15	15	15	15	75
入		①有収水量の増加				15	15		15			15		75
o o		②使用料の適正化				10	10	- 00	10	10	10	10	10	70
確		③収納率の向上												
保	7.0													
1		D他④()))))))))))))))))))												
—														
		理運営費	468	490	518	562	589		645	630	659	637	651	
経		うち職員給与費中の退職手当を除いたもの	44	45	43	44	37		50	40	40	40	40	
営		改善効果額												
の		⑤職員給与費の適正化												
効 率		維持管理費(上記以外)の適正化 (人員の適正化)												
化		D他⑥()												
		改善効果額												
						計画前5年間改	善効果額 合計	30			改	善効果額 合計	Α	75
注 1 = 1 面	- 一	東にないて休田料単体150円/㎡(20㎡半 たU2	000円)土港/加理店	歴ポ150円/☆主港の	.担合.什加细店压土?				4 公式流元ルルトス・	供 川豆 夕石	**			9
注し 武門	注1 計画前年度において使用料単価150円/㎡(20㎡当たり3,000円)未満(処理原価が150円/㎡未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記入し、当該適正化による増収額											(

- 注1 計画前年度において使用料単価150円/㎡(20㎡当たり3,000円)未満(処理原価が150円/㎡未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記入し、当該適正化による増収を②に記入すること。
- 2 「収入の確保」その他④の例: 未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)
- 3 「経営の効率化」その他⑥の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は 百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)
- 4 「目標又は実績」の各数値を記入する場合は、以下を参考にされたい。

【平成21年度地方公営企業決算状況調査】

- 処理区域内人口 10表01行11列
・水洗便所設置済人口 10表01行12列
・有収水量 10表01行52列
・管理運営費 32表02行05列
・汚水処理原価 (32表02行06列) (有収水量)

•汚水処理原価(維持管理費)……(32表01行44列)/(有収水量)

•使用料収入

法適用事業 = 20表01行03列 法非適用事業 = 26表01行03列 ・うち職員給与費中の退職手当を除いたもの

法適用事業 = (21表01行06列)+(23表01行18列)-(21表01行44列) 法非適用事業 = (26表01行14列)+(26表01行35列)-(26表02行14列)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

○ 使用料適正化の考え方 使用料の値上げにより、新たな接続世帯等の増加にブレーキをかけることや、現在の接続世帯にさらなる負荷をかけることになるため住民の理解が得られず困難である。

○ 民間委託の取組状況

下水道使用料の徴収、マンホールポンプの管理・監視、下水道管の清掃等を委託している。その外にも経営の効率化につながるものがあれば、積極的に進めていく。

○ その他に記入された項目に関する取組等 流域下水道事業建設負担金を除いた管路等の資本的整備の新規発行債を1億円程度とし、元利償還金の増加を抑える。